

## 「やまなし食品ロス削減推進パートナー」登録制度実施要領

### (目的)

第1条 本来食べられるのに廃棄される食品（以下「食品ロス」という。）の削減に取り組む事業者等を募集し、「やまなし食品ロス削減推進パートナー」（以下「協力事業者」という。）として登録することにより、食品関連事業者等における食品ロス削減の取り組みを促進するとともに、その取り組みを広く周知することで、県民の食品ロス削減に向けた意識の啓発・高揚を図ることを目的とする。

### (対象事業者)

第2条 登録の対象は、山梨県内で営業する食品製造業、飲食店、宿泊施設及び食品小売店等（以下「事業者」という。）とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営する事業者は、登録の対象としない。

### (登録要件)

第3条 山梨県（以下「県」という。）は、次の取組項目のうち、1つ以上を実践する事業者を協力事業者として登録する。

(1)	小盛りメニューやハーフサイズメニューの導入など料理の提供量の調節
(2)	来店者からの要望（嗜好、アレルギー等）に応じた食べ残しを減らすための工夫
(3)	食べ残しを減らすための呼びかけ
(4)	持ち帰り希望者への対応（持ち帰り可能な食品に限る）
(5)	ばら売り、量り売り、少量パックなどによる販売
(6)	消費期限・賞味期限間近の食品や閉店間際の割引販売
(7)	食材使い切りレシピなどを紹介するコーナーの設置
(8)	啓発グッズ（ポスター、卓上POP）の設置又は掲示
(9)	フードドライブなどのフードバンク活動への協力
(10)	食品廃棄物のリサイクル（堆肥化など）
(11)	その他、食品ロスの削減につながる取り組み

### (取組内容)

第4条 協力事業者は、次の項目に取り組むものとする。

(1) 前条で選択した取り組みを積極的に実践し、食品ロスの削減に努めること。

- (2) 前条の(4)の取り組みを実践する場合、食品衛生法その他関係法令によって定められた衛生管理を遵守するとともに、持ち帰り希望者には食中毒等のリスクや取扱方法など衛生上の注意事項を十分に説明し、食中毒等が発生した場合はお客様の自己責任となる旨を伝えること。なお、県は、食べ残しの持ち帰りに伴い生じた事故について一切の責任を負わないものとする。
- (3) 協力事業者は、県から交付された登録証やステッカー等の啓発グッズを事業所や店舗等（以下「事業所等」という。）に掲示するとともに、取組内容を宣言し、ホームページや事業所等に掲示することで、来所者に広く周知すること。
- (4) 協力事業者は、県が実施する食品ロス削減のための取り組み（アンケート調査など）に協力すること。

#### （登録手続き等）

第5条 協力事業者に登録を希望する事業所等の代表者（以下「申請者」という。）は、登録申請書（様式第1号）に必要事項を記載の上、県へ郵送、FAX、電子メール又は持参のいずれかの方法により提出するものとする。

2 県内の複数の事業所等を協力事業者として登録希望するときは、登録申請書（様式第1号別紙）に取りまとめることにより、一括して申請することができるものとする。

3 県は、提出された申請書の内容を確認し、登録要件等を満たしていると認めるときは、申請のあった事業所等を協力事業者として登録し、県ホームページ等で事業所情報や取組内容を紹介するとともに、申請者に登録証及びステッカー等の啓発グッズを交付する。なお、申請者は、登録申請書の提出をもって県ホームページ等への掲載を承諾したものとする。

#### （登録内容の変更）

第6条 協力事業者は、登録申請書（様式第1号、第1号別紙）に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容変更申請書（様式第2号、第2号別紙）を県に提出するものとする。

#### （登録の中止）

第7条 協力事業者は、第3条に定める登録要件を満たさなくなったとき又は事業所等を廃止する等の理由で取り組みを中止しようとする場合は、登録中止届（様式第3号、第3号別紙）を県に提出するとともに、速やかに登録証及び啓発グッズの掲示を中止するものとする。

2 県は、登録中止届の内容を確認し、県ホームページ等の掲載情報から削除する。

(登録の抹消)

第8条 県は、協力事業者が登録要件等を満たさなくなった場合や信用を失墜する行為を行うなど、協力事業者として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。

2 登録を抹消された事業所は、速やかに登録証及び啓発グッズの掲示を取り止めるものとする。

(情報管理等)

第9条 協力事業者は提供する情報について一切の責任を負うものとする。

2 第三者が提供情報を利用したことによるトラブル等については、当該利用者と協力事業者との間で解決するものとする。

(ステッカー等の第三者への貸与または譲渡の禁止)

第10条 ステッカー等の交付を受けた協力事業者は、ステッカー等を第三者に貸与または譲渡してはならない。

(キャラクターマークの利用)

第11条 協力事業者はステッカー等にデザインされているキャラクターマークを事業者及び消費者に対して、食品ロス削減を積極的に推進するという意思を表明するために商品のパッケージなどに無料で利用することができる。ただし、マークの利用に当たり利用する日の5日前までにマーク利用報告書(様式第4号)により県に届け出るものとする。

2 キャラクターマークは食品ロス削減の推進のため以外の目的で利用してはならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和3年8月26日から施行する。